

山下江法律事務所の 実務に役立つ 企業法務の基礎

第109回

働き方改革 (4)

前回に続き、労働時間法制の改正について説明します。

フレックスタイム制の見直し

フレックスタイム制とは、1日の労働時間の長さを一律に定めるのではなく、一定の期間における総労働時間をあらかじめ定めておき、その期間内で労働者が各労働日の始業及び終業時刻を自主的に決定して働くことができる制度のことです。

この制度において、労働者が総労働時間を定めることができる一定の期間を「清算期間」と言います。現行法では、清算期間の上限は「1か月」とされていますが、今回の改正で「3か月」に延長されました。この改正により、子育てや介護などの生活上のニーズに合わせて、月をまたいで労働時間を調整することができるようになります。

り、より柔軟な働き方が可能となります。

高度プロフェッショナル制度の創設

高度プロフェッショナル制度(以下「高プロ」とは、高度の専門的知識等が必要な対象業務に従事する労働者について、一定の要件の下、労働基準法における労働時間、休日や深夜の割増賃金等に関する規定の適用を除外するものです。

①対象業務

高度の専門的知識等を必要とし、その性質上、従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くないと認められるものとして、厚生労働省令で定められた業務が対象となります。

具体的には、金融商品の開発業務、金融商品のディーリング業務、アナリストの業務(企業市場等の高度な分析業務)、コンサルタントの業務(事業・業務の企画運営に関する高度な業務または助言業務)や研究開発業務等が想定されています。

②対象労働者

使用者との書面等による合意

に基づき、職務の範囲が明確に定められている労働者で、1年間に支払われると見込まれる賃金の額が、平均給与額の3倍を相当程度上回る水準として、厚生労働省令で定める額以上の者が、高プロの対象労働者となります。

後者の年収額に関する水準については、「年1075万円以上」と想定されています。

③対象労働者の健康確保措置等

使用者が対象労働者の在社時間及び社外での労働時間を把握する措置を講じること、対象労働者に対し、年間104日以上で、かつ、4週間を通じ4日以上上の休日を与えることに加え、休日や労働時間に関する以下のいずれかの措置を講じる必要があります。

- ・厚生労働省令で定める時間以上の「勤務間インターバル措置」(次回コラム参照)に加え、1か月の深夜労働を一定の回数に制限すること
- ・対象労働者の1か月または3か月当たりの在社時間及び社外での労働時間を一定の時間内とすること

・1年に1回以上、2週間連続の休暇(対象労働者が希望する場合は、年2回以上の1週間連続の休暇)を与えること

④その他の要件

前記の対象業務、対象労働者の範囲や健康確保措置等について、事業場の労使同数で組織した委員会が5分の4以上の多数による決議が必要です。

その他、使用者による行政官庁への届出、対象労働者本人から書面による同意を得るなどの要件を満たすことが必要です。



田中伸山
山下江法律事務所、
副代表、
弁護士

広島県三原市出身。広島大学附属福山高校、一橋大学法学部卒業。平成9年司法試験合格。平成12年4月広島弁護士会入会。平成23年度広島弁護士会副会長。【主な取扱分野】企業法務、債権回収、債務整理、相続、事業承継、交通事故損害賠償請求。

機動力と総合力の広島最大級事務所！ 迅速な対応のための予防法務 = 顧問契約をお勧めします

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703 TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652 代表 山下江

山下江法律事務所

広島本部、福山・呉・東広島・岩国支部、東京虎ノ門オフィス

広島弁護士会所属 山下江 検索

- ☑契約書チェック
- ☑債権回収
- ☑労務問題
- ☑事業承継など

- ◆企業法務相談料30分5千円(+税)
- ◆案件により着手金無料(応相談)

企業法務専門サイトあります
<https://www.hiroshima-kigo.com>



予約電話受付
平日 9~18時
土曜 10~17時



相談予約専用
フリーダイヤル
なやみよまるく
0120-7834-09